

## マイナンバーが必要な介護保険の手続きについて

平成28年1月からマイナンバー制度が導入され、マイナンバーが必要な介護保険の手続きにおいて、不正行為を防止するために本人確認の実施が義務付けられました。

そのため、マイナンバーが必要な介護保険の手続きの際には、

- 被保険者本人のマイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）
  - マイナンバー所有者本人または代理人の身元が確認できる書類（身元確認書類）
- が必要となります。ご協力をお願いいたします。

### 1 申請の際必要な書類等

#### 本人による申請の場合

番号確認と身元確認が必要となります。

##### ① 番号確認

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等  
※マイナンバーカードは身元確認書類にもなります。



マイナンバーカード



通知カード

##### ② 身元確認

###### ・1点で確認できる書類（写真があるもの）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など

※介護保険申請手続き（高額介護（介護予防）サービス費支給申請書など）に必要な申請書で、あらかじめ介護保険課で個人情報（氏名、住所、生年月日）を印字した状態で本人に送付したもの

###### ・2点で確認できる書類（写真がないもの）

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳など

※氏名及び生年月日又は現住所の記載があるものに限り。

#### 代理人による申請の場合

（家族、ケアマネジャー等に申請を依頼する場合）

代理権確認、代理人の身元確認及び、被保険者本人のマイナンバーの確認が必要となります。

##### ①被保険者本人の番号確認

被保険者本人のマイナンバーカードのコピー、通知カードのコピー、マイナンバーが記載された住民票の写しのうち、いずれか1点が必要となります。

## ②代理人の身元確認

- ・ 1点で確認できる書類（写真があるもの）  
代理人の介護支援専門員証、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
  - ・ 2点で確認できる書類（写真がないもの）  
代理人の健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証など
- ※氏名及び生年月日又は現住所の記載があるものに限ります。

## ③代理権確認

次のいずれかの書類の提示が必要になります。

- ・ 被保険者本人の介護保険被保険者証又は介護保険資格者証
- ・ 法定代理人の場合は、戸籍謄本、登記事項証明書等その資格を証明する書類
- ・ 任意代理人の場合は、委任状

## 郵送による申請の場合

郵送による申請の場合は、「本人のマイナンバー確認の書類」と「本人の身元確認の書類」のコピーを申請書と一緒に送ってください。なお、同封いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。

## 代行による申請の場合

マイナンバーが見えないよう申請書を封筒に入れて封をして提出してください。  
この場合、本人からの郵送による申請と同様、「本人のマイナンバー確認の書類」と「本人の身元確認の書類」のコピーを同封してください。

## 2 マイナンバーの記載が難しい場合

被保険者ご本人が認知症等で意思表示ができないなど、代理権の授与が困難な場合等は、申請書にマイナンバーは記載しないで提出してください。